

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第38回）議事録

1 日時 平成29年3月28日(火) 14時00分～14時37分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁、泉本 小夜子、岡田 羊祐、谷川 史郎、森川
博之（以上6名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

富永 昌彦（局長）、巻口 英司（電気通信事業部長）、
秋本 芳徳（総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、
安東 高德（事業政策課調査官）、堀内 隆広（事業政策課企画官）、
藤野 克（料金サービス課長）、内藤 新一（料金サービス課企画官）、
三田 一博（データ通信課長）、荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、
廣重 憲嗣（番号企画室長）、徳光 歩（消費者行政第一課長）、
湯本 博信（消費者行政第二課長）

(4) 事務局

永利 正統（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

答申事項

「固定電話網の円滑な移行の在り方」について

【平成28年2月25日付け諮問第1224号】

開 会

○山内部会長　ただいまから、第38回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、委員8名のうち6名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

答申事項

「固定電話網の円滑な移行の在り方」について

○山内部会長　それでは、早速でございますが、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件でございます。

それでは、諮問第1224号「固定電話網の円滑な移行の在り方」について、審議いたします。

本件は、本年1月24日に開催されました当部会において、電話網移行円滑化委員会から調査検討内容について報告があったものでございます。

審議の結果、当部会において、これを答申案とすることとし、1月25日水曜から2月23日木曜までの間、意見招請（パブリックコメント）に付したところでございます。

期間内にこの答申案に寄せられた意見を踏まえまして、引き続き電話網移行円滑化委員会で検討していただきました。本日は、その検討結果についてご報告をいただくことといたします。

それでは、同委員会の主査でございますが、実はこれは私でございますが、私のほうから検討結果について、まず、ご説明をさせていただきたいと思います。

本件は、NTTが一昨年11月に、2025年ごろに中継交換機、信号交換機が維持限界を迎えること等を踏まえまして、公衆交換電話網、PSTNと言っていますけれども、これをIP網に移行する構想を発表したということを受けまして、昨年2月に固定電話網の円滑な移行の在り方について、総務省から諮問を受けたものでございます。

電気通信事業政策部会におきまして、約1年間にわたって審議をしてまいりました。

そして、去る1月24日に開催した当部会において一次答申を、これは案でございますが、取りまとめまして、そして、翌1月25日水曜から2月23日木曜までの意見招請を行った結果でございます。その結果、43件の意見が寄せられました。

このご意見を踏まえまして、一次答申（案）及び意見に対する考え方（案）について、電話網移行円滑化委員会において調査検討を実施し、一次答申（案）の一部修正とあわせ、今日お手元でございますけれども、資料のとおり、当部会に報告するというところでございました。

内容詳細につきましては、事務局からご説明いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹村事業政策課長　それでは、お手元の資料38-1-3をごらんください。先ほど山内部会長からご説明ありましたとおり、1月25日から2月23日まで意見募集を行いまして、合計43件の意見の提出があったところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。ペーパーの右から2段目の列に主な意見がありまして、一番右の列に当部会の考え方（案）を示してございます。

まず、基本的な考え方についての意見でございます。

STNetより、今後の検討も、中小事業者の意見も踏まえ、幅広く意見を取り入れ検討すべきというご意見でございます。

これに対する考え方（案）としまして、ご指摘のように、意見を幅広く伺いながら、一次答申（案）のフォローアップ及び二次答申に向けた審議を進めていくとしてございます。

意見1-2、情報通信ネットワーク産業協会からの意見でございます。IP網への移行に当たっては、最新の技術を用いて、安価で利便性の高いサービスを提供すべきというものでございます。

考え方としては、IP技術の特性を生かしたネットワークの構築が重要であり、競争環境の整備とともに推進されることが重要としてございます。

意見1-9、KDDIでございますが、今回の固定電話網のIP化が、基本的にNTT東日本・西日本の設備更改であることを踏まえれば、PSTNにおいて提供されているサービスや機能をNTTの負担で継続することを前提に議論を進めるべきとしてございます。

考え方としては、現行ルールの運用や必要な新しいルールの整備を通じて、公正な競

争環境と利用者利益の確保を図っていく必要があるとしてございます。

次に、2番、I P網への移行の意義でございます。

ソフトバンクからは、利用者利益の保護及び予見可能性の確保の観点から、積極的な情報開示が必要という意見がございました。

これに対する考え方として、I P網への移行については、予見可能性を持たせるように、積極的な情報開示が必要としてございます。

それから、NTTなどからの意見でございますが、いかに固定電話網を維持していくかが最も重要であり、できる限り負担をかけないようにメタルI P電話を実現していく必要がある。無線などを含め、さまざまな選択肢から最適な方法を検討すべきである。当社としては、メタルI P電話の提供条件を今春には示す考えとしてございます。

それに対する考え方（案）としましては、メタルI P電話が永続的なものではない以上、無線や光I P電話といった他の選択肢については、より具体的な展望を持つことができることが重要と考えられるとしてございます。

次の3ページにいきまして、信頼性・品質の確保についてでございます。

計6つの消防本部からの意見として、I P網における緊急通報につきまして、追加的なコスト負担の回避、回線保留機能と同等または類似の機能の維持、通報者端末への119番表示などの対応を行うとともに、消防本部の指令台等の機器等に影響を与える事項については、消防本部にきちんとした説明をするなど誠実に協議に応じるべきという意見でございます。

これに対して、NTTからは、要望を踏まえて、I P網で緊急通報呼を実現する具体的な仕様について検討を進めていく。各市町村の消防本部など全国の各受理機関に対しても、より丁寧な対応に努めていくとしてございます。

これに対する考え方、右の欄でございますけれども、NTTは、緊急通報受理機関の要望を踏まえ、緊急通報利用者や被災者などの関係当事者への十分な対応が可能となるよう、協議を進めることが適当。本審議会としては、協議の進捗状況を随時確認しながら、必要に応じてNTTや関係機関からの意見聴取を行いつつ、フォローアップをしていく。ご意見を踏まえ、これらの内容を一次答申（案）に追記するとしてございます。

それでは、資料38-1-2の11ページをごらんいただきたいと思います。（2）その他（関係機関との協議について）ということで、ただいまご説明した趣旨を答申（案）に追記をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

資料に戻りまして、4ページ目でございます。(2)「ユニバーサルサービス」への影響でございます。

KDDIなどからは、メタルIP電話をユニバーサルサービスとして提供されるオプションとして位置づけることに賛同という意見でございます。

次に、NTTなどからの意見として、将来のユニバーサルサービスの在り方については、音声通話の在り方の議論を技術中立的かつ経済合理的な観点から行い、国民的コンセンサスを得ながら慎重に進めていくことが必要という意見でございます。

これに対して、KDDI、ソフトバンクの意見としては、今後のユニバーサルサービスの在り方について、どういったサービスが最低限度のサービスとして利用者から求められているかを見きわめた上で、検討を進める必要があるという意見でございます。

考え方としては、今後のユニバーサルサービスについては、引き続き論点を整理していくことが必要としてございます。

(3) 利用者料金規制の在り方でございます。

まず、KDDIとCTCからの意見として、メタルIP電話について、現行の加入電話と同等の利用者料金規制を課すことは適当という意見でございます。光IP電話を利用者料金規制の対象とすべきとしてございます。

これに対して、NTTなどの意見として、FTTHサービスは、競争環境の維持、促進が図られていることなどから、プライスカップ規制を課すことは適切ではないという意見が寄せられてございます。

これに関する考え方でございますけれども、光IP電話やブロードバンドサービスについては、特定電気通信役務の対象として位置づけ、プライスカップ規制を課す必要があるか、総務省において検討することが必要としてございます。

次に、大きな4番でございます。移行に伴い終了するサービス等に関する利用者利益の保護についてでございます。まず、INSネット（デジタル通信モード）の終了に伴う対応についての意見でございます。

TBSラジオなどからは、INSネットの終了に伴う対応について、答申（案）に賛同する意見が寄せられてございます。

それから、全銀協からの意見として、利用者保護ワーキンググループを開催して、NTTの報告や各業界団体などの意見聴取を踏まえて十分議論した上で、サービス終了時期、移行スケジュールの決定を希望するという意見でございます。

これに対する考え方でございます。NTTは、去る3月13日に補完策の提供を決定した旨を発表しました。あわせまして、補完策の提供開始時期及びINSネットの終了時期について、補完策の料金、提供条件とあわせて、2017年4月以降早期に示す考え方を公表されてございます。

恐縮ですが、資料38-1-2の18ページをごらんいただきたいと思います。欄外になりますけれども、注釈38に、ただいまご説明したNTT東日本・西日本の公表した内容を注釈で記載をしてございます。

資料に戻っていただきまして、一次答申（案）には、NTTにおける対応の留意点として、各利用業界との調整、連携予定などを含む、より具体的なスケジュールの早期公表を行うことを掲げており、NTTはこれらの点について丁寧な対応を行う必要がある。NTTによる取り組みの進捗状況については、今後も電話網移行円滑化委員会利用者保護ワーキンググループにおいて随時確認していくことが適当としてございます。

次に、（2）ルール化の対象・内容についてでございます。

TBSラジオなどからは、他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスを終了しようとする場合のルール化について、答申（案）に賛同するという意見が寄せられてございます。

これに対して、NTT東日本・西日本からの意見でございます。意見4-25のところでございますが、ルール化の対象は、利用者への影響が大きく代替サービスが十分に提供されていないものに限定し、代替サービスの確保も事業者が柔軟に対応できるよう希望するという意見でございます。

これに対する考え方、一番下の欄でございますけれども、本ルールの検討に当たっては、利用者の便益の確保のためのルールの実効性とその柔軟性との双方に配慮がなされる必要があるとしてございます。

次に、6ページを見ていただきまして、NGNの接続ルールの整備の続きでございます。まず、NGNの競争環境整備についてでございます。

KDDIからは、ルータやSIPサーバなどの設備についても、網機能提供計画の届出対象に追加することが必要としてございます。

これに対して、NTTからは、真ん中の丸の意見でございますけれども、厳しい規制をIP系サービス市場にまで広げた場合、競争環境をゆがめ利用者利便を損ないかねないため、ルータ、SIPサーバなどの設備を網機能提供計画の届出対象とすべきではな

いとしてございます。

これに対する考え方（案）でございますが、2番目の丸のところでございます。ルータ、SIPサーバなどの設備についても、網機能提供計画の届出対象に追加する趣旨は、接続約款が定まってから、仕様の検討、機器の開発などの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当ではないとの考え方に基づくものとしてございます。その上で、ルータなどの設備の開発ペースは速いことから、総務省において、十分に制度の柔軟性にも配慮して検討することが適当としてございます。

それから、7ページにいきまして、NGNの競争環境整備の続きでございます。

まず、KDDIからの意見として、PSTNがIP網に移行した後の接続料の算定方法の在り方については、総務省において検討を進めることが適当。PSTNの接続料については、IP網への移行期間中も含め、引き続きLRICモデルを適用することを前提に検討を進めるべきというご意見でございます。

これに対して、NTTからの意見として、IP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は原則二者間の直接接続になることから、NGNの接続料にのみ規制を課す必要はない。IP網への移行後の接続料については、基本的に発着二者間の事業者間協議で取り決めることとし、長期増分費用方式については、IP網への移行後のメタルIP電話においても光IP電話においても、採用すべきではないというご意見がございます。

これに対する考え方でございますが、NTTの欄の右のほうを見ていただきますと、今後、NGNの重要性、基幹的役割が一層強まると考えられるため、こうした状況に即した競争環境の確保を図っていく必要がある。それで、IP-IP接続の接続料算定の在り方や移行期間中のPSTNに係る接続料算定の在り方について、円滑な接続を確保する見地から、総務省において検討することが必要としてございます。

次に、8ページ、(3)「電話を繋ぐ機能」の在り方でございます。

まず、KDDIなどからは、繋ぐ機能POIビル内で複数の事業者が利用する通信施設や通信設備（L2スイッチなど）については、NTT東日本・西日本により維持、管理、運用が行われるべき。これらの通信施設や通信設備の提供条件は、法規制などの対象として、適正性、公平性、透明性などを確保すべきという意見でございます。

さらに、ZIP Telecomなどからの意見として、IP網への移行後も、PSTNでハブ機能を担ってきたNTT東日本・西日本の役割が終わるものではないという

ご意見でございます。

これに対して、NTT東日本・西日本からは、繋ぐ機能POIビル内における通信設備について、事業者から要望があった場合には、当社が未回収リスクを負うことがないよう、その設置に係る費用を要望事業者が最初に全額負担する方法により対応していく考えとしてございます。

これに対する審議会の考え方でございます。2番目の丸のところで見いただきますと、L2スイッチなどの扱いに関しては、現行の接続ルールを踏まえて、総務省において事業者間協議を促進することが適当。さらに、IP-IP接続の具体的な機能については、接続請求事業者が請求している機能について、納得感がある協議が行われることが望まれるとしてございます。

次に、9ページに参りまして、(4) NGNの県間伝送路の役割でございます。

まず、KDDI、ソフトバンクなどからの意見として、NGNの県間伝送路を第一種指定電気通信設備に指定すべきというご意見でございます。

これに対して、NTT東日本・西日本からは、NTT東日本・西日本の県間伝送路にのみ非対称規制を課す理由はないとしてございます。

これに関する考え方でございますが、POIの設置場所が集約、制限されると、相当規模のシェアを占めるNTT東日本・西日本の利用者との間の通話の疎通においてNGNの県間伝送路を経由することになり、他の事業者の依存性が強まることが考えられる。NGNの県間伝送路及びそれと一体として利用される県間中継ルータについて適切な規律を課すことにより、提供条件に係る適正性、公平性、透明性を確保し、公正な競争の確保を通じて、利用者利益の確保を図ることが適当としてございます。

次に、10ページをごらんください。6の(1)固定電話の「番号ポータビリティ」の扱いについてでございます。

まず、6-1、ソフトバンクなどからの意見として、双方向番号ポータビリティの導入については、過度な費用負担がかからない技術、運用方式で実現すべき。中小事業者に過度な負担にならないよう、番号データベースを共用するなど負担軽減について検討すべきという意見でございます。

これに対する考え方は、3つ目の丸をごらんいただきますと、総務省においては、速やかな事業者間協議を促すことが必要であり、本審議会としては、その協議の進捗状況を随時確認しながら、制度的な課題も含めて、二次答申に向けて検討、整理を図ってい

くとしてございます。

次に、意見6-5、ソフトバンクの意見でございますが、双方向番号ポータビリティのみではなく、0120番号（着信課金用番号）の事業者間における公平利用についても検討すべきというご意見でございます。

これに対する考え方でございますが、ご意見も踏まえつつ、IP網における番号資源の有効かつ適正な利用に向けた課題についても、利用者利益の確保の観点も踏まえ、二次答申に向けて検討、整理を図っていくとしてございます。

次に、11ページでございます。マイライン機能・中継選択機能等の扱いでございます。

まず、楽天コミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンクからの意見として、マイラインは競争事業者の重要な顧客基盤となっており、代替措置として提案されているメタルIP電話の通話サービス卸は契約変更や新たな手続を伴い利用者に多大な負担がかかることから、マイライン機能を継続すべきという意見でございます。

それに対して、NTTなどからの意見でございますが、マイライン機能を維持することは追加コストが必要となることから、IP網への移行と同時に廃止せざるを得ない。事業者が顧客接点を維持したいといったニーズに対しては、メタルIP電話の通話サービス卸により対応することが最適としてございます。

これに対する考え方でございますが、マイライン機能が果たしてきた競争基盤の提供や事業者選択可能性といった役割を今後も維持していくことは重要とした上で、3つ目の丸でございますが、総務省においては、速やかな事業者間協議を促す必要があり、本審議会としては、その進捗状況を随時確認しながら、二次答申に向けて整理を図っていくとしてございます。

次に、6-8、九州通信ネットワークの意見でございます。マイライン代替機能の提供に当たっては、適正性、公平性、透明性が確保されるよう、制度的な担保を希望というものでございます。

それに対する考え方としましては、本件の検討に当たっては、制度的な対応が検討される必要があるとしてございます。

それから、ソフトバンクなどからの意見として、着信課金や第三者課金などの付加サービスによる利用者利便から、中継選択機能を継続して導入すべきという意見でございます。

これにつきましては、答申（案）に示した考え方にに基づき、事業者間協議を進めることが必要としてございます。

次に、12ページでございます。固定電話発・携帯電話着の利用者料金設定でございますが、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI、それからNTT東日本・西日本から、それぞれ、この答申（案）に賛成という意見が寄せられてございます。

これに対する考え方として、サービスの提供をどの事業者から受けるかは利用者が選択するものであることから、利用者の設定を行う事業者も利用者が選択できる形になっていることが望ましく、総務省の過去の裁定方針においても同様の考え方が示されている。したがって、利用者料金の設定に係る事業者間協議は、そうした点も考慮して行われることが望ましいとしてございます。

次に、13ページにいきまして、アクセス回線におけるサービスの競争環境整備でございます。

まず、意見7-6、KDDIの意見として、競争環境を整備するためには、加入光ファイバに係る接続料の一層の低廉化が必要というものでございます。

考え方としては、2つ目の丸でございますけれども、加入光ファイバに係る接続料の一層の低廉化が進むことは、FTTH市場における競争の推進に資するものであると考え方を整理してございます。

それから、ソフトバンクの意見として、メタル回線の撤去時期の情報提供を、4年前にかかわらず、可能な限り速やかに開示することを要望という意見でございます。

考え方としましては、4年前ルールについては、実際の運用に当たっては、可能な限り早期に接続事業者に対して情報提供されることが望ましいと整理してございます。

次に、14ページを見ていただきまして、接続料と利用者料金との関係についての検証（スタックテスト）についてでございます。

まず、ソフトバンクの意見として、スタックテストが満たされなかった場合の具体的な対応について早急に明確にするために、ガイドラインの見直しを実施することに賛同という意見でございます。

それに対して、NTTからは、需要の減少により競争フェーズから維持フェーズに移行している固定電話をスタックテストの対象から除外することを含め、別途スタックテストを検討する場において議論されるべきとしてございます。

これに関する考え方は、上から2つ目の丸でございますけれども、総務省においては、

現行のスタックテストの運用に関するガイドラインの見直しについて検討することが適当としてございます。

(3) F T T H市場における競争状況の分析・検証でございます。

ソフトバンク、K D D Iの意見として、光アクセス回線の重要性がさらに増していくことを踏まえ、N T T東日本・西日本の卸役務の提供条件の約款化、接続メニュー化を検討すべきという意見でございます。

これに対する考え方でございますが、光サービス卸については、料金その他の提供条件などの事後届出制があるところでございますが、本制度により所期の目的が達成されるかを含め、総務省においては、制度運用の中で検証していく必要があるとしてございます。

最後、15ページ、無電柱化に伴うメタルアクセス回線の撤去についてでございます。

C T Cからの意見としては、N T T東日本・西日本はメタルケーブルの再敷設が難しい場合の具体的なアクセス回線の提供形態の詳細を早急に提示する必要があるとされてございます。

これに対して、N T T東日本・西日本の意見として、メタルケーブルを再敷設することが非効率となる場合、さまざまな選択肢から最適な方法を選択可能とするよう検討を加速し、できる限り効率的に音声サービスを提供できるようにしていくべきと考えとしてございます。

これに対する考え方でございますけれども、無線などを含めて、さまざまな選択肢があるのであれば、その具体的な内容が早急に明らかになることが必要とした上で、まずはN T Tにおいて、当該サービスの具体的な提供方法などについて、検討を進めることが望ましいとしてございます。

以上、少し長くなりましたが、事務局からの説明でございました。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればご発言願いたいと思いますが、どなたかいかがでございましょうか。電話網移行円滑化委員会は谷川委員と泉本委員がご参加ではないのですけれども、特に何か、今の内容についてご意見ございますか。特によろしいですか。

泉本委員、どうぞ。

○泉本委員　　答申の取りまとめ、どうもありがとうございました。当初お話を伺ったと

きよりもたくさんご意見が来て、いろいろな関係者がたくさんいらっしゃるということに改めてびっくりしました。

その中で、あまり考えていなかった消防とか警察とか、119番、110番のところ、今回初めて聞くようなお話だったのですけれども、この回線保留機能ですとかコールバックですとか、そういうものが答申のほうに、赤で改めて書き込まれていましたけれども、こういうところの機能もほんとうにしっかり、緊急な場合、電話される方は大体動転していますので、そのところをしっかりとつなげられるような機能のところも十分ご検討いただきたいと思います。それから、前回、私が意見で申し上げたのですけれども、2025年ころという、この「ころ」のところもう少し明確になるようお願いします。それから、ここでもいろいろ考え方で整理されましたが、しっかり協議と情報開示を進めて、うまく移行できるようにお図りいただきたいと思います。意見でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。

森川委員、いかがですか。

○森川委員　感想でよろしいですか。

○山内部会長　お願いいたします。

○森川委員　ありがとうございます。この取りまとめというか、修正案は賛成です。これを改めて拝見させていただいて、一步一步進んではいるのですけれども、これからが大変だなということを改めて感じました。いろいろと考えていかなければいけないことがまだまだあるなというのを改めて考えさせられたという次第でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

○山内部会長　ありがとうございます。

そのほかの委員の方、いかがですか。

○谷川委員　取りまとめ、大変ご苦労さまでした。かなり技術的なテーマなので、私自身も頭を整理するのに、いろいろなパブリックコメントは大変役に立ちました。関係者が多いわりには、なかなか一般の方に理解いただくのが難しいテーマなので、何らか、かみ砕いてうまく伝わるような仕組があったらいいかなと感じた次第でございます。

以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。

どうぞ、岡田委員。

○岡田委員　私は電話網移行円滑化委員会の委員ではあるのですが、この委員会自身に参加したのが1月からということで、内容を十分把握しないままであるかもしれないのですが、基本的な考え方とか、そういったことについて、1月以降の委員会でいろいろ拝聴していきまして、先ほどもご発言がありましたが、これからの協議に委ねられている課題がかなり多く残されている、こういう印象を受けました。

特に事業者間協議に委ねて、それに基づきながら、今後ルールを確定していこうというお話が随所に言及されておりました。基本的な考え方は大筋賛成なのですが、おそらく非常に大きなポイントは、設備投資を含む今後のネットワークのいろいろな移行期にあって、設備投資や技術の変動、設備投資のインセンティブや技術の変化を踏まえて、何が最も利用者さんにとって望ましいネットワークの構成なのか、ネットワークの構造なのかといったことについて、事前に明確に予見することは難しいと思うのですが、その在り方について、かなり柔軟に幅広に考えていく必要があるのではないかなど、こういう印象を受けました。

とりわけネットワークの構造では、卸売に委ねる部分、それからミクストバンドリングのような形で接続ルールをきちんと決めていく、こういう領域がミックスされたネットワークの構造になっていくと思うのですが、どういう構造が望ましいのかということをお今の時点で明確に予測するのはなかなか難しいのではないかなど、こういう印象を受けています。

そういう中で、どういうふうにも協議して合意をつくっていけばいいのかという非常に難しい難題を抱えているのだらうなど、こういう印象を受けました。おそらく全部がミクストバンドリングでがっちりしたルールになればいいというわけでもないだらうし、全部が卸売のような事業者間協議に委ねればいいというわけでもない。おそらくどこか、その中間あたりに最適な解があるのだらうと思うのですが、そのときのポイントとしては、ネットワークが将来どういう姿になるかわからない中でのお話になるわけですから、そのネットワークがいろいろな与件の変化に柔軟に対応できるようなルールが望ましいのだらうなと思っています。ある種のレジリエントなネットワークと、あまり予断を持って、こうあるべきと決め打ちしないような考え方が望ましいのかなど、このような印象を受けました。

○山内部会長　ありがとうございます。

相田代理のほうから。

○相田部会長代理　　今ご指摘いただきましたように、お客様にとって使い勝手は全く変わりません、値段が安くなるだけなんですということであればいいのですけれども、やっぱりこのままいくと、ごく一部ではありますけれども、つながらなくなる電話とかいうのがあったりしかねないということで、資料1-1の後ろのあたりにも書いてありますけれども、これからどういう手順を踏んで移行していったら、つながらないというようなことをなくせるのか、あるいは、なくせないとしてもミニマムにできるのか、それから、途中でもございました、いろいろな利用者の方々との間の契約変更というものがどれだけ必要になるのかというあたりを考えるに当たっても、そういう手順というのが必ず非常に重要になってくるところかと思っておりますので、それについて、また検討を進めていかなければならないなど、思いを新たにしているところでございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今、委員の方々から感想も含めご意見をいただきましたけれども、答申案について大きな修正を要するというご意見は特段なかったと理解いたします。

つきましては、提出された意見に対する考え方（案）を当部会の考え方として了承し、答申（案）、これは資料38-1-5でございますが、この答申（案）のとおり答申したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山内部会長　　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○富永総合通信基盤局長　　総合通信基盤局長の富永でございます。

本日、固定電話網の円滑な移行の在り方につきまして、一次答申をいただき、厚く御礼申し上げます。

我が国の基幹的な通信インフラでございます固定電話網のIP網への移行は、利用者や事業者に大きな影響を与えるものでございまして、その円滑な移行の実現に向けては、多岐にわたる課題への対応が必要となっております。

昨年2月の諮問以来、委員の皆様方には、精力的にご審議いただきまして、利用者と事業者の両方の視点から、移行後のIP網のあるべき姿につきましての基本的な考え方

ですとか、個別課題への対応に係る具体的方向性をお示しいただきました。

総務省といたしましては、本日の一次答申を受けまして、必要な制度整備等を行うとともに、事業者の取り組みを一層促進してまいりたいと思っております。

山内部会長はじめ委員の皆様には重ねて御礼を申し上げますとともに、最終形に向けた円滑な移行の在り方ということの内容といたします二次答申に向けまして、引き続きご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

閉　　会

○山内部会長　　それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様、何か特段ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○永利管理室長　　特にございません。

○山内部会長　　それでは、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。